

法務省が所管する分野における事業者等が
取り扱う個人情報の保護に関するガイドライン
(案)

平成16年9月
法 務 省

目 次

第1条（目的）	1
第2条（定義）	3
第3条（個人情報の利用目的の特定）	5
第4条（取得に際しての原則）	7
第5条（利用目的による制限）	10
第6条（個人データの安全性の確保）	12
第7条（安全管理措置の見直し）	14
第8条（個人情報保護管理者の設置）	15
第9条（従業員の監督及び教育等）	17
第10条（個人データの委託に伴う措置）	18
第11条（個人データの第三者への提供に当たっての制限）	20
第12条（苦情及び問い合わせ等の処理）	24
第13条（漏えいが発生した場合の措置）	25
第14条（個人情報保護方針の策定，公表）	26

(目的)

第 1 条 このガイドラインは、個人情報の保護の重要性に加え、法務省関係事業者等が取り扱う個人情報の性質にかんがみ、当該事業者等が取り扱う個人情報の保護のために実施すべき基本的事項を定めることにより、当該事業者等がその業務の実態に応じて個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援、促進することを目的とする。

〔 説明 〕

本条は、本ガイドラインの目的を定めたものである。本ガイドラインは、近時、民間企業等からの個人情報の漏えい事案が続発していることにかんがみ、「個人情報の保護に関する法律」(平成 15 年法律第 57 号)第 7 条に基づき平成 16 年 4 月 2 日に閣議決定された「個人情報の保護に関する基本方針」を踏まえ、同法第 8 条に基づき、法務省が所管する分野における事業者等が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援するため、個人情報の保護のために実施すべき基本的な事項を示し、当該事業者等が、その取り扱う個人情報の保護を図るために必要な措置を講じるに当たっての具体的な指針として定めるものである。

したがって、本ガイドラインは、第 2 条の〔説明〕に示したとおり、「個人情報の保護に関する法律施行令」(以下「施行令」という。)第 2 条において除外されている事業者等も本ガイドラインの適用対象とするものであるなどから、個人情報の保護に関する法律第 32 条、第 33 条及び第 34 条に基づく法務大臣の権限行使の基準ではなく、事業者等において個人情報保護のために実施することが必要と考えられる事項を示したものである。

本ガイドラインの策定に当たっては、法務省が所管する分野における事業者等が取り扱う個人情報には、氏名、生年月日、住所及び電話番号のみならず、犯罪歴や権利義務の得喪に関する情報といった特に慎重な取扱いを要する情報が含まれることを勘案しており、当該事業者等においても、その点を踏まえた個人情報の取扱いが望まれるところである。

本ガイドラインの他に、事業者等に雇用されている従業員の雇用管理に関する個人情報の保護については、厚生労働省告示第 259 号「雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針」に留意する必要がある。

また、本ガイドラインの他に、事業者等の事業の実情に応じて、更なる個人情報の保護を図る必要がある場合には、別途措置を講ずることもあり得る。

なお、事業者団体等が、事業者等の取り扱う個人情報の性質や利用方法等の実態を踏まえつつ、事業分野ごとのガイドラインの策定等に自主的に取り組むことが、個人情報の保護の実効を高める上で期待されるところである。

(定義)

第2条 このガイドラインにおいて「法務省関係事業者等」とは、法務省が所管する分野における事業者等で、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。

2 前項に規定するもののほか、このガイドラインにおいて使用する用語は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

〔説明〕

本条では、本ガイドラインにおいて使用する用語の定義を規定している。

1 本ガイドラインの対象となる「法務省関係事業者等」としては、公益法人及び認可法人、企業、個人事業者等が考えられるが、必ずしも法に規定する「個人情報取扱事業者」に限られるわけではない。すなわち、施行令第2条において除外されている、個人情報によって識別される個人の数が過去6月以内の日に5千を超えない者も本ガイドラインのいう事業者等となる。これは、法務省が所管する分野における事業者等には5千件以下の個人情報を取り扱う事業者等も少なくないと思料されること、また、5千件以下の個人情報を取り扱う事業者等についても、個人情報の保護を図ることの重要性に何ら変わりはないこと、特に、法務省が所管する分野における事業者等の中には、個人の権利義務の得喪に関する情報や個人の資産状況等のプライバシーに関する情報又は犯罪歴といった機微な情報を取り扱っている事業者等もあり、個人情報の保護のための措置が強く要請されることから、取り扱う個人情報の量に関係なく、すべての事業者等が個人情報の保護に努めるべきことを規定している。

なお、「法務省関係事業者等」には、法務大臣の監督権限が及ばない事業者等は含まれない。

本ガイドラインにおける「個人情報」とは、法第2条第1項に規定する「個人情報」と同義であり、「生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」で、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含むものである。特定の個人を識別することができるものとしては、氏名が典型例であるが、その他にも、生年月日、

住所，電話番号，役職名，個人別の番号（金融機関の口座番号，クレジットカード番号，保険証の記号番号等）など，その情報だけでは特定の個人を識別できなくても，他の情報と容易に照合でき，それらを組み合わせることにより特定の個人を識別できるものも含まれる。

なお，対象となる個人情報は，電子計算機により処理されているかどうかを問わない。公にされているか否か，暗号化されているか否かも問わない。

「個人情報データベース等」とは，法及び施行令にあるように，個人情報を含む情報の集合物であって，特定の個人情報をコンピュータを用いて検索できるように体系的に構成したもの，あるいは特定の個人情報を容易に検索できるように体系的に構成したもので，目次，索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。したがって，個人情報がコンピュータ処理されおらず，書面等に記載されている場合であっても，索引等により特定の個人情報を容易に検索できる形で個人情報が管理されていれば，「個人情報データベース等」に当たることになる。

「事業の用に供している」とは，法第2条と同様，反復継続し，社会的に事業と認められているものに対し用いられていることをいい，営利・非営利の別を問わない。

- 2 第2項では，本ガイドラインにおいて使用する用語については，法において使用する用語の例によることを規定していることから，上述した「個人情報」だけでなく，「本人」の定義についても法と同じである。他の用語の定義についても，法と同じである。

(個人情報の利用目的の特定)

第 3 条 法務省関係事業者等は、個人情報を取り扱うに当たっては、利用目的をできる限り明確に特定するものとする。

2 法務省関係事業者等がいったん特定した目的を変更する場合は、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行わないものとする。

〔説明〕

本条は、法務省関係事業者等が個人情報を取り扱うに当たって、その利用目的を特定することを定めており、法第 15 条に対応した規定である。

1 本条第 1 項は、個人情報を取り扱うに当たっては、どのような目的で個人情報を利用するのかをできる限り明確にすべき旨を定めている。

「利用目的をできる限り明確に特定する」とは、どういう目的で個人情報を取得し、取得した個人情報をどのように利用するかをできる限り具体的に明確にするということである。ただし、個々の取扱いごとの目的ではなく、事業者等が事業を行うに当たっての最終的な利用目的である。

本条の趣旨が、個人情報において識別される本人に不測の損害が生じないように、本人が自己の個人情報の利用範囲を予想できるようにすることであることからすると、「できる限り明確に特定」とは、個別具体的な利用目的をすべて明確にすることまでは求めていないが、ある程度抽象的、一般的であったとしても、実際に個々の取扱いが利用目的の達成に必要な範囲内かどうかを本人が判断できる程度に明確にする必要があることをいう。

実際に、どの程度まで具体的に特定すべきかについては、例えば、会社や法人の場合には、少なくともその定款、寄付行為等に規定されている事業の内容に照らして、本人からみて、自己の個人情報がどのように利用されるかについて、合理的に予想できる程度に明確である必要がある。したがって、定款に記載されている目的程度の特定や、単に「事業に用いるため」といった特定では、明確性に欠けるということになる。例えば、事業者が会員の氏名、住所及び電話番号を取得する場合、「会員情報の管理のため」では足りず、「会員名簿の作成及び発行、情報誌の送付並びに会議や催し物等の連絡を行うため」であれば特定したことになる。

利用目的の特定に当たっては、利用目的の達成に必要な範囲内かどうかについて、事業者等と本人との間に食い違いが生じることがないように、明確性の程度に留意する必要があるが、明確性の程度については、事業の種類や性格、取り扱う個人情報の性質等により異なってくるため、事業者団体等において、ガイドライン等によりその標準を示すことも一つの方法と考えられる。

利用目的は一つである必要はなく、複数の場合もあり得るが、あまりに多数の利用目的を特定することは、分かり易さの点から注意する必要がある。

なお、利用目的は、事業者等の事業の範囲内の利用であることが一般に明らかなるものであるべきことは言うまでもない。

- 2 第2項は、利用目的の変更の制限に関する規定である。事業者等が自由に利用目的を変更できるとなると、本人にとっては、自己の個人情報について想定外の利用をされることにより、権利利益の侵害が生じるおそれがあるためである。「変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲」とは、当初の利用目的からみて、変更後の利用目的を想定することが困難でない程度の関連性を有しており、その関連性が社会通念に照らしても妥当と認められることをいう。

（取得に際しての原則）

第4条 法務省関係事業者等は、偽りその他不正の手段により個人情報
を取得しないものとする。

2 法務省関係事業者等は、個人情報を取得した場合は、あらかじめそ
の利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、
本人に通知し、又は公表するものとする。

3 法務省関係事業者等は、前項の規定にかかわらず、直接本人から書
面（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識すること
ができない方式で作られる記録を含む。）に記載された当該本人の個
人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を
明示するものとする。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のため
に緊急に必要な場合は、この限りではない。

4 法務省関係事業者等が、個人情報の利用目的を変更した場合は、変
更された利用目的について、本人に通知し、又は公表するものとする。

5 前3項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三
者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

二 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事業者等
の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

三 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行すること
に対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、
又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあ
るとき

四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

〔説明〕

本条では、個人情報の取得に際しての原則を定めている。

1 第1項は、法第17条に対応した規定である。個人情報の取得は、事業者
等が個人情報を取り扱う最初の場面であり、この段階で不必要な情報の取得
が行われないようにするため、個人情報を取得する場合、利用目的の達成に
必要な範囲内で適法かつ適正な手段により取得することを規定しているもの

である。したがって、犯罪行為に該当するような違法な手段により個人情報
を取得することはもとより、本人に対して利用目的を隠したり、偽ったり、
誤解させたりすることにより個人情報を取得することも許されない。また、
第三者提供制限に違反して個人情報を提供している事業者等から事実を知り
つつ取得することも不正な取得に当たると考えられる。

2 第2項は、法第18条第1項と同様の規定を置いたものである。

(1) 事業者等は、あらかじめ利用目的を公表しておくか、取得後に速やかに
利用目的を本人に通知するか、通知に代えて公表するものとする。本人が
利用目的を知ること、自己の個人情報が利用されることに対して必要な
注意を払うことができ、その後に本人が適切な対応を可能にするきっかけ
になるし、本人の不安感の緩和にも資することになるからである。

○あらかじめ利用目的を公表している場合

→あらためて本人に通知することや公表する必要なし。

○あらかじめ利用目的を公表していない場合又は本人以外から個人情報を
取得する場合

→取得後、速やかに利用目的を本人に通知するか、公表する。

(2) 「通知」の具体的な例としては、文書を郵送する場合、対面若しくは電
話での口頭による場合、電子メール又はファクシミリを送信する場合等が
考えられる。「公表」は、一般の人ならば誰でも、利用目的を知ろうと思
えば知ることができるようにしておくことが求められ、その具体例として
は、ホームページへの掲載、パンフレットの配布、事業所の窓口等におけ
る書面の掲示等が考えられるが、本人への周知としては「通知」の方が確
実性が高いため、できるだけ「通知」を行うことが望ましい。

3 第3項は、契約の締結やホームページの画面での申込み、アンケートへの
回答等により、書面で本人から直接個人情報を取得する場合には、利用目的
を本人に通知することが困難ではないため、前項の規定にかかわらず、原則
として、事業者等は、取得前に本人に対して、その利用目的を本人が明確に
認識できるように示すことを規定している。

4 第4項は、法第18条第3項と同様の規定を置いたものである。前条第2
項において、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連
性を有すると合理的に認められる範囲でのみ変更しうる旨規定しているが、
その範囲内で変更する場合には、変更された利用目的について、本人への通

知または公表を求めるものである。

- 5 第5項は、法第18条第4項各号に該当する場合には通知または公表が不要であることを規定したものである。

（利用目的による制限）

第5条 法務省関係事業者等は、あらかじめ本人の同意を得ないで、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱わないものとする。

2 法務省関係事業者等は、合併その他の事由により他の事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱わないものとする。

3 前2項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

〔説明〕

1 本条は、あらかじめ本人の同意を得ずに個人情報の利用目的外の利用を行ってはならない旨を規定しており、法第16条と同様の規定である。取得した個人情報を利用目的の範囲を超えて取り扱うことができるとなると、本人に不測の損害を与えるおそれがあるし、第4条において目的の範囲内で取得すべきとしたことが意味をなさなくなるためである。したがって、事業者等が利用目的を超えて個人情報を取り扱うには、本人の同意を得るか、新たな利用目的で取り扱うことについてあらためて本人の同意を得る必要がある。

2 第2項は、合併や営業譲渡等により、事業者等が他の事業者等から個人情報を取得した場合は、あくまで承継前に特定されていた利用目的の範囲内で個人情報を取り扱うべきことを規定している。事業を承継したとはいえ、承継前に許容されていなかった利用を承継後の事業者等に認めると、本人に不測の損害を与える

おそれがあるためである。

3 第3項は、例外的に目的外の実取扱いが認められる場合を規定している。ただし、これらの事由に該当するケースであっても、目的外の実取扱いについて真にやむを得ないと判断できる場合に行うようにすべきであろう。

(第1号の例)

- ・税務署長に対する支払い調書等の提出(所得税法第225条第1項)
- ・裁判所による文書提出命令(民事訴訟法第223条)、文書の送付の囑託(同法第226条)、調査の囑託(同法第186条)

(第2号の例)

災害、事故又は犯罪等の危険から生命、身体又は財産を保護するために個人情報
報の利用が必要な場合

(第3号の例)

児童の健全な育成のため、学校、児童相談所、保護観察所及び保護司等の関係
者が当該児童の情報交換を行う場合(なお、この場合でも、個々の事案に応じ
て取り扱う情報の範囲や提供先に留意する必要がある。)

(第4号の例)

- ・犯罪捜査に協力するために、任意に個人情報を提供する場合
- ・出入国管理及び難民認定法に基づく入国警備官からの違反調査についての照会
に対し、事業者等が協力する場合

（個人データの安全性の確保）

第6条 法務省関係事業者等は、個人データの漏えい、滅失又はき損等の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置（以下「安全管理措置」という。）を講じるものとする。

〔説明〕

個人情報の漏えい等が発生した場合には、本人の権利利益が侵害される危険性が高く、近年のIT化の進展により、その危険性は増大している。そうした危険に対応するため、本条では事業者等に個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を求めるものであり、法第20条に対応した規定である。

なお、個人情報の取得後の場面であるため、個人情報データベース等により管理された「個人データ」が対象となる。

一般に、個人データの安全管理措置は、組織的な安全管理措置と技術的安全管理措置に大別される。

組織的な安全管理措置の例

- 個人データの管理に関する責任者の設置とその権限、責任の明確化等組織体制の整備
- 個人データの保護に関する内部規程の整備
- 個人データ取扱マニュアルの作成
- 個人データの委託先の選定基準の策定、委託契約における安全管理の条項の整備
- 従業者に対する教育・研修等の実施
- 個人データを取り扱っている部屋への入退室管理
- 個人データへのアクセス権限を付与する者の限定
- 個人データへのアクセス状況の監視（アクセス履歴の記録等）
- 個人データの事務所外への持出しの制限（個人データを持ち出す権限を付与する者の限定、持出し手段の限定等）
- 個人データの保管場所の施錠及び鍵の管理

技術的安全管理措置の例

- 個人データのアクセス権者へのID・パスワードの付与
- 個人データを取り扱うシステムのセキュリティレベルの高度化（外部から

の不正アクセス防止の機能をもつソフトウェアを組み込むシステムの設定等)

- 外部のネットワークからの個人データを取り扱うシステムの遮断
- 外部のネットワークと接続しているコンピュータへのファイアウォールの設置
- 外部のネットワークにより個人データを送受信する場合のデータの暗号化

なお、実際にどのレベルの安全管理措置を講ずるべきかは、事業の種類、規模、取り扱う個人情報の量、性質及び管理状況等により異なってくるため、事業者等において、それらに応じて適切に措置する必要がある。

（安全管理措置の見直し）

第7条 法務省関係事業者等は、個人データの保護を維持するために、安全管理措置について、定期的にその実施状況の検証を行い、必要な見直しを行うものとする。

〔説明〕

本条は、社会経済情勢の変化、技術の進歩等に応じて情報の取得・管理方法や情報流出の態様等が変化していくことが予想されるが、事業者等がそれらにも適切に対応できるよう、定期的に安全管理措置の実施状況を検証し、その結果に基づいて必要な見直しを行うことにより、安全管理措置の実効性を確保していくべきことを規定している。

(個人情報保護管理者の設置)

第 8 条 法務省関係事業者等は、個人データの取扱いに関する責任者(以下「個人情報保護管理者」という。) を指名し、安全管理措置の実施に関する権限及び責任を与え、その業務を行わせるものとする。

〔 説明 〕

- 1 本条は、事業者等が個人データの取扱いに関する責任者(以下「個人情報保護管理者」という。) を定め、その者に安全管理措置の実施に関する権限を付与し、実施責任者として業務を行わせることを定めている。これは、事業者等において、個人データの取扱いに関する責任者及びその責務を明確に定めることにより、内部における責任体制の確立を図ろうとするものである。個人情報保護管理者となる者の人数については、特段の制限はないが、複数人の場合には責任が不明確にならないように役割分担を明確にすることが必要であるし、事業所内における統一した取扱いのためには、統括責任者を置くことも考えられる。また、個人情報保護管理者の資格についても、特段指定するものではないが、対外的に責任を持つことができる者が選出されることが望ましい。
- 2 個人情報保護管理者が負うべき責務として、個人データの保護を実効あらしめるために、内部規程の整備をはじめとする安全管理措置を実施し、従業員へ周知徹底すること、また、個人データの取扱いが内部又は委託先で適正に行われているかどうかの監督等を行うことが求められる。
- 3 安全管理措置の実施に当たっては、個人データを適正に取り扱うための内部規程を整備することが特に必要と考えられる。

従業員の過失を原因とする個人データの漏えい事案が相次いで発生していることをかんがみると、事業者等において個人データの保護を実効あらしめるためには、内部における個人データの取扱いに関するルールを明確化し、それに従った運用を行うことが重要である。

内部規程に盛り込む事項としては、

事業者等内の各部署における個人データの取扱いに係る権限・責任に関する事項

個人データの安全管理措置に関する事項

本人からの開示、訂正及び削除の求めに関する事項

苦情処理の手續に関する事項

等が考えられる。

- 4 個人情報保護管理者の設置以外にも、事業者等において、安全管理措置の実施状況について監査を行う監査責任者の設置、個人情報保護管理者の事務を補佐する者の設置等、個人データの適正な取扱いを確保するための内部管理体制の整備が図られることが望まれる。

（従業者の監督及び教育等）

第 9 条 法務省関係事業者等は，安全管理措置その他の個人データの適正な取扱いの確保のため，従業者に対し，必要かつ適切な監督及び教育等を行うものとする。

〔説明〕

本条は，個人データの適正な取扱いに従業員の側から確保するため，事業者等が，従業者に対して必要かつ適切な監督及び教育等を行うことを求めるものであり，第 21 条に対応する規定である。

「従業者」は，事業主との間の雇用関係の有無に関わらず，事業主の組織内においてその指揮監督を受けて事業主の業務に従事している者をいい，非常勤職員や派遣社員も含まれる。

言うまでもなく，個人データの安全管理のためには，実際に個人データを取り扱う事務に従事する職員が，法令や本ガイドラインの趣旨を理解するとともに，安全管理措置を遵守することが必要である。実際に個人データが漏えいした事案では，従業者の過失・故意によるものが多く見受けられるが，これらは個人情報保護の重要性に関する認識の欠如に起因するところが多いことから，事業者等は，研修等を実施するなどして従業員の意識の啓発を図ることが大変重要である。また，個人データがコンピュータ処理される場面が増えている現在においては，従業員に正確な技術的知識を習得させることが個人データの漏えいやき損等の防止につながるため，知識・技術の習得のための教育・訓練を実施することも有効であろう。これら意識及び知識，技術の向上を図ることによって，従業者の監督の面から個人データに関するセキュリティを高めることが期待される。

(個人データの委託に伴う措置)

第10条 法務省関係事業者等が個人データの取扱いの全部又は一部を外部に委託する場合は、個人データの保護について十分な措置を講じていると認められる者を選定するとともに、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

2 法務省関係事業者等は、前項の監督を行うに当たっては、委託契約等において次に示す事項について定めるよう努めるものとする。

- 一 委託を受けた者の個人データの取扱いに関する事項
- 二 委託を受けた者の秘密の保持に関する事項
- 三 委託された個人データの再委託に関する事項
- 四 契約終了時の個人データの返却等に関する事項

〔説明〕

企業等における情報処理業務等のアウトソーシングが増加している現在、個人データの漏えいの防止には委託先における安全管理が重要な意味を持っている。現に、個人データの漏えい事案では、委託先から漏えいしたケースが多く見受けられることから、委託先の監督には特に留意する必要がある。そこで、本条は、第6条に規定している安全管理措置の一環として、事業者等が個人データの取扱いを他の者に行わせる場合において行うべきことを規定しており、法第22条に対応する規定である。

1 第1項は、委託先（例としては、個人情報の入力・編集等の処理を行う者や名簿等を出版する際の印刷業者等が挙げられる。）の選定に当たっては、適切な取扱いができると認められる者を委託先として選定することを規定している。具体的には、委託先において、個人情報保護のための内部規程の整備、技術的なセキュリティ対策、従業員に対する教育その他必要な安全管理措置がなされているかを考慮することになると思われるが、できる限り事業者等において委託先の選定基準を設けることが望ましい。

「必要かつ適切な監督」としては、委託契約に盛り込まれた安全管理措置等が適切に遵守されるよう、委託先に対して確認・監督することが求められる。

なお、委託先からさらに再委託がなされた場合においても、最初の委託を行った事業者等は、委託先による再委託先の選定及び監督について、委託先を監督す

ることが求められる。

2 第2項は、事業者等が委託先を監督するに当たって、委託先における個人情報の保護を担保するため、委託契約において盛り込むことが望まれる事項を定めている。

(1) 委託を受けた者の個人データの取扱いに関する事項

(例) 目的外の利用の禁止，持出しの禁止，外部への提供の禁止，複写・複製・加工の禁止等個人データの漏えい等の防止のために委託先に求める措置(事業者等が講じているものと同レベルの措置が講じられるのが望ましい。)及びそれが遵守されているかを確認・監督する権限等

(2) 委託を受けた者の秘密の保持に関する事項

(例) 委託先の従業員が、委託に当たって知り得た秘密を保持すべきこと等

(3) 委託を受けた者が委託された個人データを再委託する場合における当該再委託に関する事項

(例) 委託された業務の処理を第三者に再委託することを禁止すること，再委託を行うに当たっては委託元の同意を必要とすること等

(4) 契約終了時の個人データの返却等に関する事項

(例) 委託処理が終了した場合には、直ちに個人データを返却，消去又は廃棄すること等

なお、列挙されている以外にも、個人データの漏えい等の事故が発生した場合の報告義務，事故時における委託元と委託先との責任関係，委託処理期間，委託契約書等の書面又は電磁的記録を個人データの保有期間にわたり保存すべきこと等の事項を盛り込むことが望まれる。

(個人データの第三者への提供に当たっての制限)

第11条 法務省関係事業者等は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

一 法務省関係事業者等が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合

二 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合

三 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人情報項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

3 法務省関係事業者等は、前項第三号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

〔説明〕

1 本条は、事業者等は、原則として、本人の同意その他法で認める場合を除き、

個人データを第三者に提供してはならないことを定めるとともに、個人データの提供を受ける者が「第三者」に該当しないこととなる場合等について定めており、法第23条に対応する規定である。

2 「第三者」とは、個人データを提供しようとする事業者等及び当該個人データに係る本人のいずれにも該当しない者をいい、自然人、法人その他の団体を問わない。ただし、本条第2項各号に規定する者は「第三者」に該当しないこととされている。

3 事業者等は、個人データの第三者への提供は、原則として利用目的の範囲内で行うべきであることは言うまでもないが、個人データの第三者への提供については、個人データを提供された本人からみれば、自分が知らないうちに第三者に情報が提供されると、本人に不測の損害をもたらす危険性が大きいことから、原則としてあらかじめ本人が同意した場合にのみ、事業者等が個人データを第三者に提供できることとしている。

本人の同意を得るに当たっては、事業者等から本人に対して、以下の各事項について示すことが望まれる。

個人データの提供先、 第三者に提供される個人データの種類、 第三者への提供の手段、 提供先での個人データの利用目的及び方法

4 第1項ただし書については、第三者提供の制限の例外として、第5条と同様に、一定の社会公共の利益や他の権利利益を保護する必要性が上回る場合について規定したものであり、この規定については、個人情報目的外利用の禁止に例外を設ける第5条第3項を参照されたい。

5 法第23条第2項においては、本人の求めによる提供停止（オプトアウト）の仕組みについて規定している。具体的には、事業者等が本人からの求めに応じてその本人に係る個人データの提供を停止することとし、かつ、その旨をあらかじめ本人に通知するか、本人が容易に知り得る状態に置くという手続きをとることにより、本人の同意がなくても個人データの第三者提供が認められるものである。これは、大量の個人データを広く一般に提供する事業者等を念頭に置いた規定といわれているが、個人データの保護のためにはできる限り例外を少なくすべきこと及び法務省が所管する分野の事業の実情にかんがみ、本ガイドラインにおいては法第23条第2項のオプトアウトに関する規定は設けていない。

6 第2項は、本人との関係において個人データを提供する事業者等とそれを受けることとなる者とを一体のものとして取り扱うことが適当な場合について、個人

データを受け取る相手方を「第三者」に該当しないものとして、三つの類型を規定している。

(1) 事業者等が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合

この場合については、事業者等自身による取扱いであるとみることとして、受託者は、本条の第三者に該当しないこととしている。具体的な例としては、データの入力など、情報処理を委託するために個人データを提供する場合などがあげられる。

(2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合

合併や営業譲渡、分社化等に伴って顧客情報等の個人データが提供される場合である。

(3) 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合

個人データを一定の手続の下で、特定の者との間で共同利用する場合は、その特定の者との間で個人データを提供し合うに当たって、あらかじめ本人の同意を得る必要はない。この場合、次の事項をあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いておく必要がある。

- 特定の者と共同で利用すること
- 共同で利用される個人データの項目
- 共同して利用する者の範囲
- 利用する者の利用目的
- 当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称

「共同して利用する者の範囲」とは、共同利用者の範囲が明確であれば個別列挙までは要しないが、単に「○○グループ」と記載するのみでは、一般人に共同利用者の範囲が明確であるとはいえないとされている。

「当該個人データの管理について責任を有する者」とは、当該個人データに係る苦情処理の責任を負い、個人データの内容等について、共同で利用する者の中で第一次的に開示、訂正等、利用停止等を行う権限を付与されている者であり、複数であってもさしつかえない。

7 第3項は、共同利用の場合の利用目的、管理に関する責任者に関する変更手続を規定するものであり、これらについては、共同利用を始めるときと同様、変更する前に、その内容を本人に通知するか、本人が容易に知り得る状態に置くことを規定している。

なお、「本人が容易に知り得る状態」については、本人が知ろうと思った時点で、通常の実力の範囲内で知り得ることが必要であり、単に一時的に公表すればよいというものではなく、公表が継続的に行われている状態をいうものであり、具体的には、インターネットのホームページに継続的に掲載すること、事務所の窓口等への掲示・備付け、パンフレットへの掲載・配布などの方法が該当する。「容易に」としているのは、事業者等から、主体的に本人に対して、個人データの利用目的に関する情報を提供することに力点を置いたものであり、事業者等が電話で本人からの問い合わせに回答する場合は含まれない。

（苦情及び問い合わせ等の処理）

第12条 法務省関係事業者等は、個人情報の取扱いに関する苦情，問い合わせ等に対して迅速かつ適切に対応するとともに，そのために必要な体制の整備に努めるものとする。

〔説明〕

個人情報が適切に取り扱われていないおそれがある場合に，本人において苦情等を事業者等に申し出て，適切な取扱いを求める方法を確保しておくことは，個人情報の保護のためには重要な意味を持つ。そこで，本条は，事業者等が，苦情及び問合せ，相談等を適切かつ迅速に処理するとともに，そのために必要な体制を整備するよう努めることを定めたもので，法第31条に対応する規定である。

苦情等は，個人情報の取扱いに関するものであれば，特に限定されるものではなく，本人からの苦情等に限られない。

適切かつ迅速な苦情等の処理のために必要な体制の整備としては，苦情等の処理担当者の設置及び当該担当者に対する教育，苦情等を受け付ける窓口や部署の設置，苦情等の処理手続の整備等が考えられる。事業者等においては，苦情等の受付に当たっては，電子メールや郵便などの多様な方法での申出を受けられるような体制にしておくことが望ましいし，また，個々の苦情等の処理にとどまるだけでなく，苦情等から把握できる問題点等をその後の個人情報の取扱いの改善に反映できるような体制を確立することが必要であろう。

(漏えいが発生した場合の措置)

第13条 法務省関係事業者等は、個人情報の漏えいが発生した場合は、事実関係等を本人に速やかに通知するとともに、再発の防止に努めるものとする。

〔説明〕

本条は、個人情報の漏えいが発生した場合における事業者等がとるべき措置について規定している。

情報通信技術が発達し、個人情報がコンピュータ処理される場面が増加している現在、一旦、個人情報が漏えいしてしまうと、インターネット等を通して際限なく流出し、2次被害や類似事案の発生により、本人の権利利益に甚大な損害を与える危険性がある。

そこで、まず、本人において漏えい事案に迅速に対応することを可能とするため、事業者等において、漏えいの事実関係、つまりはどのような種類、内容、件数の個人情報がどのような経路でどこまで流出したのか、それにどう対応しているのか等につき、速やかに本人へ通知することを定めている。

あわせて、2次被害の防止及び類似事案の発生回避等のため、個人情報の漏えいが発生した場合には、漏えいの再発防止のための方策を講じるべきであることを定めている。

（個人情報保護方針の策定，公表）

第14条 法務省関係事業者等は，個人情報の保護に関する方針を定め，公表するよう努めるものとする。

〔説明〕

本条は，事業者等が，個人情報の保護に関する方針（いわゆるプライバシーポリシー）を策定し，外部に公表するよう努めることにより，事業者等の個人情報の取扱いについての社会的な信頼性を確保するとともに，事業者等の個人情報の取扱いの適正性を担保しようとするものである。

個人情報保護方針は，事業者等の個人情報の取扱いに関する考え方，方針を分かり易く説明したものであり，第6条に規定する安全管理措置の一環として，事業者等において個人情報保護のためにとる措置や手続を定めた内部規程とは異なる。

個人情報保護方針に盛り込む事項としては，

個人情報保護法その他関係法令の遵守

本ガイドラインに則した個人情報の取扱い

利用目的の達成に必要な範囲内での個人情報の取扱いや安全管理措置の実施等

苦情等に適切に応じること及びその申出先等が考えられる。